

事務連絡  
令和元年10月1日

建設業者団体の長 へ

国土交通省土地・建設産業局建設業課 課長補佐

### 台風などの荒天時等における安全確保について

令和元年9月9日の台風15号に伴う強風により、東京都内、神奈川県内のビル工事現場において、足場が倒壊し、大惨事となりかねない事象が発生しました。

建設工事における公衆災害防止対策については、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日付国土交通省告示496号）により、発注者及び施工者等が留意すべき事項について周知したところです。その中で、台風などの荒天時等に際しては、「工事着手前に強風等における作業中止基準を定めるとともに、中止時の仮設構造物、資材等の具体的な措置について定めておく」としております。

今後かかる事象の防止に資するため、貴会におかれては、貴会傘下の建設企業等に対し、改めて公衆災害防止対策要綱の周知をお願いするとともに、関係法令及び要綱等に基づき、建築物の工事等における安全確保に必要な対策を講じていただくよう周知指導方お願いします。

また、今般の台風により足場倒壊が発生した事例と主な強風対策について、別紙のとおり紹介しますので、参考としてください。なお、足場倒壊のほかにも工事看板、標識等の飛散防止等についても必要な対応をお願いします。

# 台風等の強風による足場倒壊対応について

## 令和元年台風15号による足場倒壊事例①（解体工事）

**被災状況**

- ・ 人的災害：なし
- ・ 物的被害：コンクリート柵、フェンス破損

**主な事前対策**

- ・ 事前足場点検実施（緩み、つなぎの外れが無いかな）

東面足場倒壊

風圧



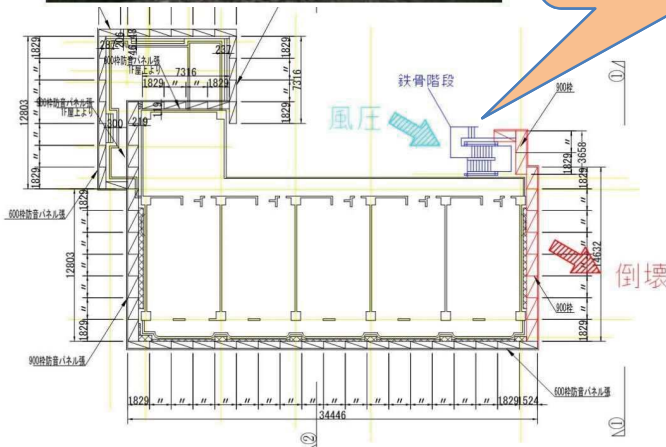
**被災後の対策**

- ・ 足場再設置前に鉄骨階段を撤去
- ・ 躯体に足場を近づけて設置
- ・ 折り返しを3枠にして壁つなぎ箇所を増設可能とする

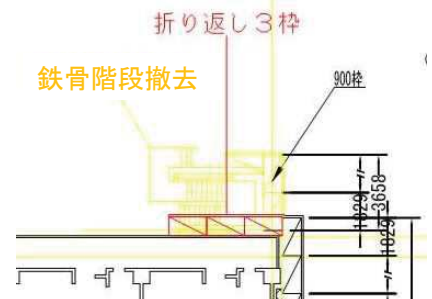
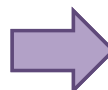
鉄骨階段部より強風が入り込み、風圧による壁つなぎの破断



← 壁つなぎ破断



**対策**



# 令和元年台風15号による足場倒壊事例②（解体工事）

## 被災状況

- ・ 人的災害：なし
- ・ 物的被害：ガラスサッシ、車両、街灯、標識等破損

## 主な事前対策

- ・ 事前全周目視点検実施
- ・ 屋上部において、仮設材の「控え」強化等実施

### 防音パネル倒壊

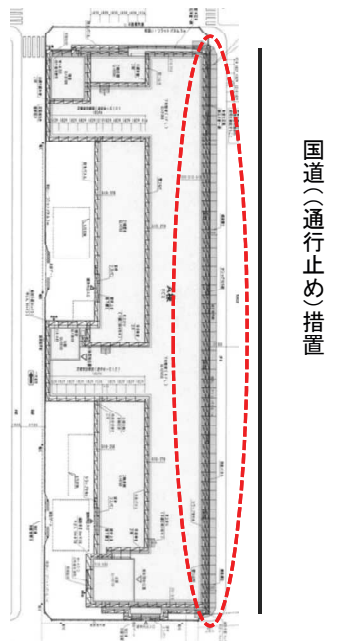


東側足場倒壊状況

巡回時に足場の膨らみを  
を確認し、警察へ連絡  
し、道路の通行止め措置  
を要請

## 被災後の対策

- ・ 台風接近時、上部の防音パネルを外す



# 令和元年台風15号による足場倒壊事例③（補修工事）

## 被災状況

- ・ 人的災害：なし
- ・ 物的被害：車両、街灯等破損

## 主な事前対策

- ・ 事前点検実施（壁つなぎ、資材等）
- ・ メッシュシートを10スパン毎に1スパンの間引き実施

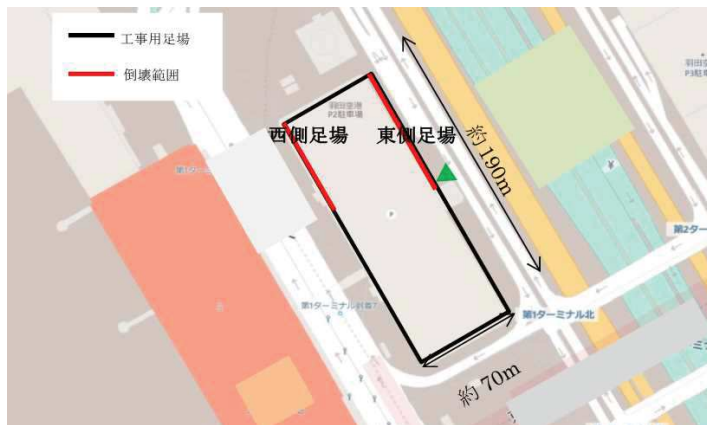
### メッシュシート



（東側足場）3階～6階倒壊

## 被災後の対策

- ・ メッシュシートの間引きを全数撤去も含め、安全サイドに手厚く実施



東側足場80m 3～6階倒壊  
西側足場55m 4～6階倒壊

## 被災状況

- ・ 人的災害：なし
- ・ 物的被害：公園遊具、街灯等破損

## 主な事前対策

- ・ 足場緊結事前点検実施

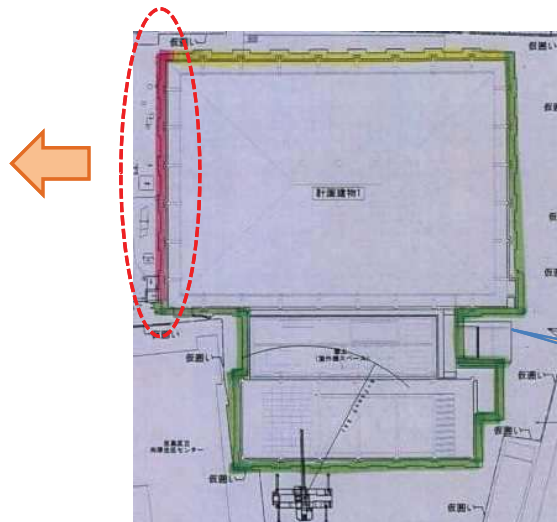
## 防音パネル倒壊



西側足場倒壊状況

## 被災後の対策

- ・ 足場再設置前に防音パネルをメッシュシートに変更



- 凡 例
- 倒壊足場
  - 足場解体済
  - 足場有

防音パネル箇所以外は足場の倒壊なし

## 主な足場の強風(台風等)対策

### 台風接近前等

- ・ 常に気圧配置や前線の位置に関する情報を注意するとともに、工事現場内に吹き流し、風速計などを設置し、気象観測を行う。
- ・ シート、防音パネル等、風荷重が大きくなる要因となる養生材は早めに撤去するか、巻きあげるなどの措置をする。
- ・ 壁つなぎ、特に上端や左右の端部に設けた壁つなぎに対し十分な補強を行う。
- ・ 建築物より突出している足場に対し、控え索や控え材等で補強を行う。
- ・ 端部に開口がある場合、風が吹き込み、内側から外へ押し倒す力が作用するので、端部の開口部をふさぎ、補強の控え材を設ける。
- ・ 足場上にある資材や足場板などが飛ばされないように固縛するか、地上に降ろすなどの作業を早めに行う。
- ・ 振動や繰り返し荷重によって金具類のゆるみ、変形を生じ足場の安全性が低下する事があるので、接近前に点検を行う。

### 台風接近時等

- ・ 強風時(10分間の平均風速が毎秒10メートル以上の場合)は作業を中止する。【労働安全衛生規則】
- ・ 台風等に警戒し、事象の予兆が見られる場合や事象が発生した場合は速やかに警察、道路管理者等に連絡し現地の通行止措置を要請する。

### 台風通過後等(風が収まった後)

- ・ 振動や繰り返し荷重によって金具類のゆるみ、変形を生じ足場の安全性が低下するので、風が収まった後にゆるみ等の点検を行う。

※参考

風荷重に対する足場の安全技術指針(仮設工業会)  
足場の組立て等工事の作業指針(建設業労働災害防止協会)